

調査研究助成金交付要領

(趣 旨)

第1条 公衆衛生の向上のため、保健・医療・福祉・環境に関する調査研究を行う個人、団体、支部に対し、その調査研究に要する経費の一部を助成することにより、その調査研究の成果を助長し、もって神奈川県民の健康で文化的な生活の推進に寄与することを目的とする。

(助成金の名称)

第2条 この助成金の名称は、「調査研究助成金」(以下「助成金」という)と称する。

(対 象)

第3条 この助成金の交付の対象者は、神奈川県公衆衛生協会(以下「当協会」という)会員で調査研究を行おうとする個人、団体若しくは当協会支部とする。

(助成金の交付額)

第4条 この助成金の交付額は、当協会の予算の範囲内とする。

(助成金の交付申請)

第5条 この助成金の交付を受けようとする者は、調査研究をしようとする年度の前年度の1月末までに助成金交付申請書(第1号様式)により申請するものとする。

(助成金交付決定)

第6条 この助成金の交付決定は、当協会企画・学術部会の審査を経て、会長が決定する。

2 会長は、助成金の交付を決定したときは、申請者に交付決定通知書(第2号様式)により通知し、助成金を交付するものとする。

(調査研究の期間)

第7条 調査研究の期間は交付決定通知を受けた年度内とする。

(助成金交付要件)

第8条 この助成金の交付を受けた者は、次の要件を遵守しなければならない。

- (1) 当該調査研究に必要な経費以外に使用してはならない。
- (2) 助成金の交付を受けた者が、調査研究の主要事項を変更しようとするときは、あらかじめ会長の承認を得るものとする。

(助成金事業完了報告)

第9条 この助成金の交付を受けた者は交付対象事業が完了したときは、調査研究実施報告書(第3号様式)を次年度の4月30日までに提出しなければならない。

2 この助成金の交付を受け、研究を行った者は次年度の神奈川県公衆衛生学会において、当該研究内容について発表(原則として口演による発表とする)するものとする。

(助成金の返還等)

第10条 会長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には助成金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成金の交付申請につき不正の事実があったとき。
- (2) 調査研究事業を廃止したとき。
- (3) 調査研究事業の遂行見込みがないと認められたとき。
- (4) その他、この要領に反すると会長が認めたとき。

(委 任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(附 則)

この要領は、平成12年9月4日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成23年11月10日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成25年11月25日から施行する。